

議案第16号

四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月8日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 四万十町職員の育児休業等に関する条例(平成18年四万十町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「その養育する子の1歳到達日」を「その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことによ

り、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第2項中「を承認されている職員」を「又は同条例第20条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に、「を減じた」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた」に改め、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

（四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」に改め、同項第2号中「に就学している子のある職員であって町長が定めるもの」を「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの」に改め、同条第2項中「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規

定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」に改める。

第11条第3項を削り、同条第2項中「（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第11条第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に、「とあるのは「第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。））」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。））」に、「、「深夜」を「、第1項中「深夜」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第15条中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改める。

第19条第1項中「職員が」を「職員が要介護者（」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6か月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「給与条例第21条」を「給与条例第23条」に、「給与条例第26条」を「給与条例第28条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第19条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が

当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第20条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（次項において「改正後勤務時間条例」という。）第19条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

3 公布の日から平成29年3月31日までの間は、改正後勤務時間条例第10条第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。